

令和 8 年第 2 回江差町議会定例会資料

資料 1 : 江差町国民健康保険税条例改正の概要と新旧対照表【議案第 1 号関係】	… P 1
資料 2 : 豊かな前浜づくりプロジェクト（ナマコ）事業概要【議案第 2 号関係】	… P 3 5
資料 3 : 江差町歴史的風致維持向上計画策定事業概要【議案第 2 号関係】	… P 3 7

江差町国民健康保険税条例の一部改正について

1 令和8年度 国民健康保険事業納付金

(単位：円)

	令和7年度	令和8年度	増減
納付金確定額	178,525,025	180,952,369	2,427,344
医療分	130,706,513	129,905,187	-801,326
一般分	130,706,513	129,905,187	-801,326
退職分	0	0	0
支援金分	36,068,972	35,172,663	-896,309
一般分	36,068,972	35,172,663	-896,309
退職分	0	0	0
介護分（退職分含む）	11,749,540	11,906,857	157,317
子ども分	0	3,967,662	3,967,662

2 令和8年度 国民健康保険必要保険税額

(単位：円)

		令和7年度	令和8年度	増減
医療分	納付金額	130,706,513	129,905,187	-801,326
	（＋）調整	+ 2,698,000	+ 4,945,000	2,247,000
	（－）調整	- 35,596,394	- 33,988,521	1,607,873
	所要額	97,808,119	100,861,666	3,053,547
	必要保険税額	100,833,112	103,981,099	3,147,986
支援金分	納付金額	36,068,972	35,172,663	-896,309
	（＋）調整	0	0	0
	（－）調整	- 4,561,131	- 4,654,715	-93,584
	所要額	31,507,841	30,517,948	-989,893
	必要保険税額	32,482,310	31,461,802	-1,020,508
介護分	納付金額	11,749,540	11,906,857	157,317
	（＋）調整	0	0	0
	（－）調整	- 1,656,471	- 1,761,807	-105,336
	所要額	10,093,069	10,145,050	51,981
	必要保険税額	10,405,226	10,458,814	53,588
子ども分	納付金額	0	3,967,662	3,967,662
	（＋）調整	0	0	0
	（－）調整	0	- 364,906	-364,906
	所要額	0	3,602,756	3,602,756
	必要保険税額	0	3,703,872	3,703,871
合 計	納付金額	178,525,025	180,952,369	2,427,344
	（＋）調整	+ 2,698,000	+ 4,945,000	2,247,000
	（－）調整	- 41,813,996	- 40,769,949	1,044,047
	所要額	139,409,029	145,127,420	5,718,391
	必要保険税額	143,720,648	149,605,587	5,884,938

■ 必要保険税額に対する税率の算定は退職分を除く一般分により算定

■ 「納付金額」は北海道に納付する国保事業費納付金の額

■ 「（＋）調整」は町の保健事業や特定健診に要する経費

「（－）調整」は国や道の交付金や過年度保険税収納分等の控除対象経費

■ 「必要保険税額」は、所要額に対し算定収納率（97.0％）として算出

※ 子ども分の必要保険税額については、所要額に対し算定収納率（97.27％）として算出

3 子ども・子育て支援金創設に伴う改正

子ども・子育て支援金とは、少子化対策（児童手当の拡充やこども誰でも通園制度等）の財源として、令和8年度より医療保険（社会保険や国民健康保険等）に加入する全ての人が医療保険料に上乗せして負担する制度です。

子ども・子育て支援金における賦課方式は、所得割、均等割（18歳以上均等割含む）、平等割で、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）については、均等割額が全額軽減され、軽減された分を18歳以上の年代で負担する。なお、保険税率は、北海道が示した統一保険料率です。

4 令和8年度 国民健康保険税率の改正

江差町においては、北海道が目指す「令和12年度統一保険料」に向けて、今後の国民健康保険税額（率）が急激に増加とならないよう、令和5年度に北海道国民健康保険団体連合会の支援事業でシミュレーションを実施し、令和12年度までに全道平均の水準まで段階的に引き上げることとしている。

令和8年度の国民健康保険事業費納付金は、前期高齢者交付金や普通調整交付金の歳入増により、医療分及び後期分の納付金が減額となっているが、子ども・子育て支援金分の創設により、前年より増額となった。加えて、それを支える国民健康保険加入世帯数及び被保険者数の減少により、ほとんどの世帯で負担増となる。

なお、シミュレーションどおりの税率引上げでは、医療費分の必要保険税額が不足するため、基金から100万円を補填し、必要保険税額の軽減に努めることとした。

■ 税率案

（単位：％、円）

		令和7年度	令和8年度	比較
医療分	所得割	8.00%	8.11%	0.11%
	均等割	25,800	25,900	100
	平等割	25,700	26,300	600
支援金分	所得割	2.46%	2.77%	0.31%
	均等割	8,700	8,900	200
	平等割	8,400	9,000	600
介護分 (40才以上)	所得割	1.97%	1.98%	0.01%
	均等割	8,600	8,600	0
	平等割	6,800	6,800	0
子ども分	所得割	0.00%	0.29%	0.29%
	均等割	0	1,000	1,000
	18歳以上 均等割	0	100	100
	平等割	0	1,000	1,000
合 計	所得割	12.43%	13.15%	0.72%
	均等割	43,100	44,400	1,300
	18歳以上 均等割	0	100	100
	平等割	40,900	43,100	2,200

■ 国民健康保険税賦課割合

区分		説明	R7年度	R8年度
応能割	所得割	前年の所得額に税率をかけて積算	47%	48%
	均等割	被保険者1人あたりの税額	31%	30%
応益割	平等割	加入世帯1世帯あたりの税額	22%	22%
合計			100%	100%

5 地方税法施行令の改正

(1) 課税限度額を次のとおり改正

(単位：円)

	令和7年度	令和8年度	比較
医療分	660,000	670,000	10,000
後期高齢者支援金分	260,000	260,000	0
介護分	170,000	170,000	0
子ども分	0	30,000	30,000
課税限度額	1,090,000	1,130,000	40,000

(2) 減額措置に係る軽減判定所得の基準額を次のとおり改正

① 5割軽減基準額

〔現 行〕基礎控除額43万円＋(30.5万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下

〔改正後〕基礎控除額43万円＋(31万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下

② 2割軽減基準額

〔現 行〕基礎控除額43万円＋(56万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下

〔改正後〕基礎控除額43万円＋(57万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下

6 未就学児の均等割額に係る軽減措置額の改正

令和4年度から、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険被保険者のうち未就学児に係る均等割額の5割軽減を実施している。

また、世帯所得に応じて7割・5割・2割の軽減措置を受ける世帯の未就学児については、軽減適用後の金額からさらに5割を軽減している。

なお、令和8年度については税率改正に伴い、以下のとおり軽減額を改正する。

○ 未就学児1人当たりの均等割軽減後の額

(単位：円)

世帯所得による軽減割合		令和7年度	令和8年度	比 較
医療分	所得に係る軽減のない世帯 未就学児に係る軽減後の額	12,900	12,950	50
	2割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	10,320	10,360	40
	5割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	6,450	6,475	25
	7割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	3,870	3,885	15
	所得に係る軽減のない世帯 未就学児に係る軽減後の額	4,350	4,450	100
支援金分	2割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	3,480	3,560	80
	5割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	2,175	2,225	50
	7割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	1,305	1,335	30
	所得に係る軽減のない世帯 未就学児に係る軽減後の額	0	500	500
	2割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	0	400	400
子ども分	5割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	0	250	250
	7割軽減世帯 未就学児に係る軽減後の額	0	150	150

令和 8 年度 国民健康保険税率低所得者の保険税軽減措置の算定

			令和 7 年度			令和 8 年度			比 較	
医 療 分	所得割		8.00%			8.11%			0.11%	
	均等割 (人数割)	基本額	25,800	0	25,800	25,900	0	25,900	100	
		2 割軽減	25,800	5,160	20,640	25,900	5,180	20,720	80	
		5 割軽減	25,800	12,900	12,900	25,900	12,950	12,950	50	
		7 割軽減	25,800	18,060	7,740	25,900	18,130	7,770	30	
	平等割 (世帯割)	一般	基本額	25,700	0	25,700	26,300	0	26,300	600
			2 割軽減	25,700	5,140	20,560	26,300	5,260	21,040	480
			5 割軽減	25,700	12,850	12,850	26,300	13,150	13,150	300
			7 割軽減	25,700	17,990	7,710	26,300	18,410	7,890	180
	特定世帯 ※ 2	基本額	12,850	0	12,850	13,150	0	13,150	300	
		2 割軽減	12,850	2,570	10,280	13,150	2,630	10,520	240	
		5 割軽減	12,850	6,425	6,425	13,150	6,575	6,575	150	
		7 割軽減	12,850	8,995	3,855	13,150	9,205	3,945	90	
	特定継続世帯 ※ 3	基本額	19,275	0	19,275	19,725	0	19,725	450	
2 割軽減		19,275	3,855	15,420	19,725	3,945	15,780	360		
5 割軽減		19,275	9,637	9,638	19,725	9,862	9,863	225		
7 割軽減		19,275	13,492	5,783	19,725	13,807	5,918	135		
支 援 金 分	所得割		2.46%			2.77%			0.31%	
	均等割 (人数割)	基本額	8,700	0	8,700	8,900	0	8,900	200	
		2 割軽減	8,700	1,740	6,960	8,900	1,780	7,120	160	
		5 割軽減	8,700	4,350	4,350	8,900	4,450	4,450	100	
		7 割軽減	8,700	6,090	2,610	8,900	6,230	2,670	60	
	平等割 (世帯割)	一般	基本額	8,400	0	8,400	9,000	0	9,000	600
			2 割軽減	8,400	1,680	6,720	9,000	1,800	7,200	480
			5 割軽減	8,400	4,200	4,200	9,000	4,500	4,500	300
			7 割軽減	8,400	5,880	2,520	9,000	6,300	2,700	180
	特定世帯	基本額	4,200	0	4,200	4,500	0	4,500	300	
		2 割軽減	4,200	840	3,360	4,500	900	3,600	240	
		5 割軽減	4,200	2,100	2,100	4,500	2,250	2,250	150	
		7 割軽減	4,200	2,940	1,260	4,500	3,150	1,350	90	
	特定継続世帯	基本額	6,300	0	6,300	6,750	0	6,750	450	
2 割軽減		6,300	1,260	5,040	6,750	1,350	5,400	360		
5 割軽減		6,300	3,150	3,150	6,750	3,375	3,375	225		
7 割軽減		6,300	4,410	1,890	6,750	4,725	2,025	135		
介 護 分 ※ 1	所得割		1.97%			1.98%			0.01%	
	均等割 (人数割)	基本額	8,600	0	8,600	8,600	0	8,600	0	
		2 割軽減	8,600	1,720	6,880	8,600	1,720	6,880	0	
		5 割軽減	8,600	4,300	4,300	8,600	4,300	4,300	0	
		7 割軽減	8,600	6,020	2,580	8,600	6,020	2,580	0	
	平等割 (世帯割)	基本額	6,800	0	6,800	6,800	0	6,800	0	
		2 割軽減	6,800	1,360	5,440	6,800	1,360	5,440	0	
		5 割軽減	6,800	3,400	3,400	6,800	3,400	3,400	0	
7 割軽減		6,800	4,760	2,040	6,800	4,760	2,040	0		
子 ど も ・ 子 育 て 分	所得割		0.00%			0.29%			0.29%	
	均等割 18歳以下除く (人数割)	基本額	0	0	0	1,000	0	1,000	1,000	
		2 割軽減	0	0	0	1,000	200	800	800	
		5 割軽減	0	0	0	1,000	500	500	500	
		7 割軽減	0	0	0	1,000	700	300	300	
	均等割 18歳以上加算 (人数割)	基本額	0	0	0	100	0	100	100	
		2 割軽減	0	0	0	100	20	80	80	
		5 割軽減	0	0	0	100	50	50	50	
		7 割軽減	0	0	0	100	70	30	30	
	平等割 (世帯割)	一般	基本額	0	0	0	1,000	0	1,000	1,000
			2 割軽減	0	0	0	1,000	200	800	800
			5 割軽減	0	0	0	1,000	500	500	500
			7 割軽減	0	0	0	1,000	700	300	300
	特定世帯	基本額	0	0	0	500	0	500	500	
			2 割軽減	0	0	0	500	100	400	400
			5 割軽減	0	0	0	500	250	250	250
7 割軽減			0	0	0	500	350	150	150	
特定継続世帯		基本額	0	0	0	750	0	750	750	
		2 割軽減	0	0	0	750	150	600	600	
		5 割軽減	0	0	0	750	375	375	375	
		7 割軽減	0	0	0	750	525	225	225	

※ 1 介護分は、40歳以上64歳以下の被保険者が対象

※ 2 特定世帯とは、後期高齢者医療制度に移行したことにより、世帯内に被保険者が1人だけとなった世帯（平等割額が1/2に軽減） ※最大5年間

※ 3 特定継続世帯とは、特定世帯として5年を経過した世帯（平等割額が3/4に軽減） ※最大3年間

江 差 町 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 条 項 等	改 正 概 要
○ 第2条 (課税額) ・ 第2条第2項 ・ 第2条第3項 ・ 第2条第4項 ・ 第2条第5項	1 地方税法施行令改正にあわせて改正 課税限度額の引上げ ・ 基礎課税額 (医療分) (現 行) 6 6 万円 ⇒ (改正後) 6 7 万円 (+ 1 万円) ・ 後期高齢者支援金等課税額 (現 行) 2 6 万円 (改正なし) ・ 介護納付金課税額 (現 行) 1 7 万円 (改正なし) ・ 子ども・子育て支援納付金課税額 (新 設) 3 万円 (+ 3 万円) 【参考】医療分67万円＋後期分26万円＋介護分17万円＋子どもも分3万円＝113万円 (国保限度額)
○ 第3条第1項 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)	2 国民健康保険税率等の改正 基礎課税額 (医療分) に係る所得割額の税率の改正 ・ (現 行) 100分の8. 00 ⇒ (改正後) 100分の8. 11 (+0. 11)
○ 第4条 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)	3 国民健康保険税率等の改正 基礎課税額 (医療分) に係る均等割額の改正 ・ (現 行) 25, 800円 ⇒ (改正後) 25, 900円 (+100円)
○ 第5条 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)	4 国民健康保険税率等の改正 基礎課税額 (医療分) に係る平等割額の改正 ・ 一 般 (現 行) 25, 700円 ⇒ (改正後) 26, 300円 (+600円) ・ 特定世帯 (現 行) 12, 850円 ⇒ (改正後) 13, 150円 (+300円) ・ 特定継続 (現 行) 19, 275円 ⇒ (改正後) 19, 725円 (+450円)
○ 第6条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)	5 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率の改正 ・ (現 行) 100分の2. 46 ⇒ (改正後) 100分の2. 77 (+0. 31)
○ 第7条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	6 国民健康保険税率等の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額の改正 ・ (現 行) 8, 700円 ⇒ (改正後) 8, 900円 (+200円)

改正条項等	改正	概要	要
○ 第7条の2 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)			
7 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る平等割額の改正			
・ 一般 (現行) 8,400円 ⇒ (改正後)		9,000円	(+600円)
・ 特定世帯 (現行) 4,200円 ⇒ (改正後)		4,500円	(+300円)
・ 特定継続 (現行) 6,300円 ⇒ (改正後)		6,750円	(+450円)
○ 第8条 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)			
8 国民健康保険税率等の改正 介護納付金課税額に係る所得割額の税率の改正			
・ (現行) 100分の1.97 ⇒ (改正後)	100分の1.98	(+0.01)	
○ 第9条 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)			
9 国民健康保険税率等の改正 介護納付金課税額に係る均等割額の改正			
・ (現行) 8,600円 ⇒ (改正後)	8,600円	(改正なし)	
○ 第9条の2 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)			
10 国民健康保険税率等の改正 介護納付金課税額に係る平等割額の改正			
・ (現行) 6,800円 ⇒ (改正後)	6,800円	(改正なし)	
○ 第9条の4 (国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)			
11 地方税法施行令改正にあわせて改正 子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額の税率の改正			
・ (新設) 100分の0.29	(+0.29)		
○ 第9条の5 (国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)			
12 地方税法施行令改正にあわせて改正 子ども・子育て支援納付金課税額に係る均等割額の改正			
・ (新設) 1,000円	(新設)	1,000円	
○ 第9条の6 (18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)			
13 地方税法施行令改正にあわせて改正 子ども・子育て支援納付金課税額に係る均等割額の改正(18歳超加算)			
・ (新設) 100円	(新設)	100円	

改正条項等	改正	概要	要
○ 第9条の7 (国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)	14 地方税法施行令改正にあわせて改正 子ども・子育て支援納付金課税額に係る平等割額の改正 ・ 一 般 (新 設) 1,000円 ・ 特定世帯 (新 設) 500円 ・ 特定継続 (新 設) 750円		
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	15 地方税法施行令改正にあわせて改正 減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し ・ 5 割軽減基準額 (現 行) 43万円 + (30.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 (改正後) 43万円 + (31.0万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 ・ 2 割軽減基準額 (現 行) 43万円 + (56.0万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 (改正後) 43万円 + (57.0万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下		
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	16 地方税法施行令改正及び国民健康保険税率等の改正 均等割額及び平等割額の改正に伴う、各軽減率に応じた額の改正 ・ 7 割軽減 (第1号) ■ 基礎課税額 (医療分) 均等割 (一 般) 18,060円 ⇒ 18,130円 (+70円) 平等割 (特定世帯) 17,990円 ⇒ 18,410円 (+420円) (特定継続) 8,995円 ⇒ 9,205円 (+210円) 13,492円 ⇒ 13,807円 (+315円) 6,090円 ⇒ 6,230円 (+140円) 5,880円 ⇒ 6,300円 (+420円) 2,940円 ⇒ 3,150円 (+210円) (特定継続) 4,410円 ⇒ 4,725円 (+315円) 均等割 6,020円 ⇒ 改正なし 平等割 4,760円 ⇒ 改正なし 均等割 700円 ⇒ (+700円) 70円 ⇒ (+70円) 700円 ⇒ (+700円) 350円 ⇒ (+350円) 525円 ⇒ (+525円)		

改正条項等	改正	概要	要
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	・ 5割軽減 (第2号)		
	■ 基礎課税額 (医療分)	均等割 平等割 (一 般) (特定世帯) (特定継続)	⇒ 12, 900円 ⇒ 12, 850円 ⇒ 6, 425円 ⇒ 9, 637円 ⇒ 4, 350円 ⇒ 4, 200円 ⇒ 2, 100円 ⇒ 3, 150円 ⇒ 4, 300円 ⇒ 3, 400円 ⇒ 12, 950円 ⇒ 13, 150円 ⇒ 6, 575円 ⇒ 9, 862円 ⇒ 4, 450円 ⇒ 4, 500円 ⇒ 2, 250円 ⇒ 3, 375円 ⇒ 4, 300円 ⇒ 3, 400円 ⇒ 500円 ⇒ 50円 ⇒ 500円 ⇒ 250円 ⇒ 375円 (+50円) (+300円) (+150円) (+225円) (+100円) (+300円) (+150円) (+225円) 改正なし 改正なし (+500円) (+50円) (+500円) (+250円) (+375円)
	■ 後期高齢者支援金等課税額	均等割 平等割 (一 般) (特定世帯) (特定継続)	⇒ 12, 900円 ⇒ 12, 850円 ⇒ 6, 425円 ⇒ 9, 637円 ⇒ 4, 350円 ⇒ 4, 200円 ⇒ 2, 100円 ⇒ 3, 150円 ⇒ 4, 300円 ⇒ 3, 400円 ⇒ 12, 950円 ⇒ 13, 150円 ⇒ 6, 575円 ⇒ 9, 862円 ⇒ 4, 450円 ⇒ 4, 500円 ⇒ 2, 250円 ⇒ 3, 375円 ⇒ 4, 300円 ⇒ 3, 400円 ⇒ 500円 ⇒ 50円 ⇒ 500円 ⇒ 250円 ⇒ 375円 (+50円) (+300円) (+150円) (+225円) (+100円) (+300円) (+150円) (+225円) 改正なし 改正なし (+500円) (+50円) (+500円) (+250円) (+375円)
	■ 介護納付金課税額	均等割 平等割 均等割	⇒ 12, 900円 ⇒ 12, 850円 ⇒ 6, 425円 ⇒ 9, 637円 ⇒ 4, 350円 ⇒ 4, 200円 ⇒ 2, 100円 ⇒ 3, 150円 ⇒ 4, 300円 ⇒ 3, 400円 ⇒ 12, 950円 ⇒ 13, 150円 ⇒ 6, 575円 ⇒ 9, 862円 ⇒ 4, 450円 ⇒ 4, 500円 ⇒ 2, 250円 ⇒ 3, 375円 ⇒ 4, 300円 ⇒ 3, 400円 ⇒ 500円 ⇒ 50円 ⇒ 500円 ⇒ 250円 ⇒ 375円 (+50円) (+300円) (+150円) (+225円) (+100円) (+300円) (+150円) (+225円) 改正なし 改正なし (+500円) (+50円) (+500円) (+250円) (+375円)
	■ 子ども・子育て支援納付金課税額	均等割 平等割 均等割 (18歳超加算) (一 般) (特定世帯) (特定継続)	⇒ 12, 900円 ⇒ 12, 850円 ⇒ 6, 425円 ⇒ 9, 637円 ⇒ 4, 350円 ⇒ 4, 200円 ⇒ 2, 100円 ⇒ 3, 150円 ⇒ 4, 300円 ⇒ 3, 400円 ⇒ 12, 950円 ⇒ 13, 150円 ⇒ 6, 575円 ⇒ 9, 862円 ⇒ 4, 450円 ⇒ 4, 500円 ⇒ 2, 250円 ⇒ 3, 375円 ⇒ 4, 300円 ⇒ 3, 400円 ⇒ 500円 ⇒ 50円 ⇒ 500円 ⇒ 250円 ⇒ 375円 (+50円) (+300円) (+150円) (+225円) (+100円) (+300円) (+150円) (+225円) 改正なし 改正なし (+500円) (+50円) (+500円) (+250円) (+375円)
	・ 2割軽減 (第3号)		
	■ 基礎課税額 (医療分)	均等割 平等割 (一 般) (特定世帯) (特定継続)	⇒ 5, 160円 ⇒ 5, 140円 ⇒ 2, 570円 ⇒ 3, 855円 ⇒ 1, 740円 ⇒ 1, 680円 ⇒ 840円 ⇒ 1, 260円 ⇒ 1, 720円 ⇒ 1, 360円 ⇒ 5, 180円 ⇒ 5, 260円 ⇒ 2, 630円 ⇒ 3, 945円 ⇒ 1, 780円 ⇒ 1, 800円 ⇒ 900円 ⇒ 1, 350円 ⇒ 1, 720円 ⇒ 1, 360円 ⇒ 200円 ⇒ 20円 ⇒ 200円 ⇒ 100円 ⇒ 150円 (+20円) (+120円) (+60円) (+90円) (+40円) (+120円) (+60円) (+90円) 改正なし 改正なし (+200円) (+20円) (+200円) (+100円) (+150円)
	■ 後期高齢者支援金等課税額	均等割 平等割 (一 般) (特定世帯) (特定継続)	⇒ 5, 160円 ⇒ 5, 140円 ⇒ 2, 570円 ⇒ 3, 855円 ⇒ 1, 740円 ⇒ 1, 680円 ⇒ 840円 ⇒ 1, 260円 ⇒ 1, 720円 ⇒ 1, 360円 ⇒ 5, 180円 ⇒ 5, 260円 ⇒ 2, 630円 ⇒ 3, 945円 ⇒ 1, 780円 ⇒ 1, 800円 ⇒ 900円 ⇒ 1, 350円 ⇒ 1, 720円 ⇒ 1, 360円 ⇒ 200円 ⇒ 20円 ⇒ 200円 ⇒ 100円 ⇒ 150円 (+20円) (+120円) (+60円) (+90円) (+40円) (+120円) (+60円) (+90円) 改正なし 改正なし (+200円) (+20円) (+200円) (+100円) (+150円)
	■ 介護納付金課税額	均等割 平等割 均等割	⇒ 5, 160円 ⇒ 5, 140円 ⇒ 2, 570円 ⇒ 3, 855円 ⇒ 1, 740円 ⇒ 1, 680円 ⇒ 840円 ⇒ 1, 260円 ⇒ 1, 720円 ⇒ 1, 360円 ⇒ 5, 180円 ⇒ 5, 260円 ⇒ 2, 630円 ⇒ 3, 945円 ⇒ 1, 780円 ⇒ 1, 800円 ⇒ 900円 ⇒ 1, 350円 ⇒ 1, 720円 ⇒ 1, 360円 ⇒ 200円 ⇒ 20円 ⇒ 200円 ⇒ 100円 ⇒ 150円 (+20円) (+120円) (+60円) (+90円) (+40円) (+120円) (+60円) (+90円) 改正なし 改正なし (+200円) (+20円) (+200円) (+100円) (+150円)
	■ 子ども・子育て支援納付金課税額	均等割 平等割 均等割 (18歳超加算) (一 般) (特定世帯) (特定継続)	⇒ 5, 160円 ⇒ 5, 140円 ⇒ 2, 570円 ⇒ 3, 855円 ⇒ 1, 740円 ⇒ 1, 680円 ⇒ 840円 ⇒ 1, 260円 ⇒ 1, 720円 ⇒ 1, 360円 ⇒ 5, 180円 ⇒ 5, 260円 ⇒ 2, 630円 ⇒ 3, 945円 ⇒ 1, 780円 ⇒ 1, 800円 ⇒ 900円 ⇒ 1, 350円 ⇒ 1, 720円 ⇒ 1, 360円 ⇒ 200円 ⇒ 20円 ⇒ 200円 ⇒ 100円 ⇒ 150円 (+20円) (+120円) (+60円) (+90円) (+40円) (+120円) (+60円) (+90円) 改正なし 改正なし (+200円) (+20円) (+200円) (+100円) (+150円)

改正条項等	改正	概要	要
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	17 未就学児の被保険者均等割額に係る減額の改正	■ 基礎課税額 (医療分) 被保険者均等割額から、未就学児1人について次に定める額に減額 ・ 7割軽減 (第1号) に規定する金額を減額した世帯 3,870円 ⇒ 3,885円 (+15円) ・ 5割軽減 (第2号) に規定する金額を減額した世帯 6,450円 ⇒ 6,475円 (+25円) ・ 2割軽減 (第3号) に規定する金額を減額した世帯 10,320円 ⇒ 10,360円 (+40円) ・ 上記に掲げる世帯以外の世帯 12,900円 ⇒ 12,950円 (+50円)	
	18 出産被保険者の産前産後に伴う減額規定の改正	■ 後期高齢者支援金等課税額 被保険者均等割額から、未就学児1人について次に定める額に減額 ・ 7割軽減 (第1号) に規定する金額を減額した世帯 1,305円 ⇒ 1,335円 (+30円) ・ 5割軽減 (第2号) に規定する金額を減額した世帯 2,175円 ⇒ 2,225円 (+50円) ・ 2割軽減 (第3号) に規定する金額を減額した世帯 3,480円 ⇒ 3,560円 (+80円) ・ 上記に掲げる世帯以外の世帯 4,350円 ⇒ 4,450円 (+100円)	
	19 国民健康保険税の減免申請期限の改正	■ 子ども・子育て支援納付金課税額 被保険者均等割額から、未就学児1人について次に定める額に減額 ・ 7割軽減 (第1号) に規定する金額を減額した世帯 150円 ⇒ 150円 (+150円) ・ 5割軽減 (第2号) に規定する金額を減額した世帯 250円 ⇒ 250円 (+250円) ・ 2割軽減 (第3号) に規定する金額を減額した世帯 400円 ⇒ 400円 (+400円) ・ 上記に掲げる世帯以外の世帯 500円 ⇒ 500円 (+500円)	
	20 国民健康保険税の減免申請期限の見直し	・ 子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、産前産後期間の減額規定へ追加	
○ 第24条の2 (国民健康保険税の減免)	19 国民健康保険税の減免申請期限の改正	減免申請期限の見直し ・ 納期前7日を納期限に改正	

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) の規定による国民健康保険事業費納付金 (以下この条において「<u>国民健康保険事業費納付金</u>」という。) の納付に要する費用のうち、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の規定による後期高齢者支援金等 (以下この条において「後期高齢者支援金等」という。) 、<u>介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」という。) 及び子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) の規定による子ども・子育て支援納付金 (以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)) の納付に要する費用に充てる部分を除く。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。 (以下同じ。)</u> (2) ・ (3) (略) (4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付</u>	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) の規定による国民健康保険事業費納付金 (以下この条において「<u>国民健康保険事業納付金</u>」という。) の納付に要する費用のうち、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の規定による後期高齢者支援金等 (以下この条において「後期高齢者支援金等」という。) 及び<u>介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」という。)</u> _____ の納付に要する費用に充てる部分を除く。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。 (以下同じ。) (2) ・ (3) (略) (新設)

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>670,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>670,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。 4 (略) 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>660,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。 4 (略) (新設)

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
額は、<u>30,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法</u> <u>第3</u> 14条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分</u>の<u>8.11</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2</u> <u>5,900円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法</u> (昭和25年法律第226号。以下「法」という。) <u>第31</u> 4条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額 (以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分</u>の<u>8.00</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2</u> <u>5,800円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
る。)をいう。次号、第7条の2、<u>第9条の7及び第23条第1項において同じ。</u>)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の2、<u>第9条の7及び第23条第1項において同じ。</u>)以外の世帯 <u>26, 300円</u> (2) 特定世帯 <u>13, 150円</u> (3) 特定継続世帯 <u>19, 725円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2. 77</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8, 900円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	る。)をいう。次号、第7条の2 <u>及び第23条第1項において同じ。</u>)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の2 <u>及び第23条第1項において同じ。</u>)以外の世帯 <u>25, 700円</u> (2) 特定世帯 <u>12, 850円</u> (3) 特定継続世帯 <u>19, 275円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2. 46</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8, 700円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9, 0 0 0 円</u> (2) 特定世帯 <u>4, 5 0 0 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6, 7 5 0 円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1 0 0 分の1. 9 8</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額) 第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>1 0 0 分の0. 2 9</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額) 第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1, 0 0 0 円</u>とする。 (18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額) 第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について<u>1 0 0 円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額) 第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の	(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8, 4 0 0 円</u> (2) 特定世帯 <u>4, 2 0 0 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6, 3 0 0 円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1 0 0 分の1. 9 7</u>を乗じて算定する。 (新設) (新設) (新設) (新設)

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 0 0 0 円</u> (2) 特定世帯 <u>5 0 0 円</u> (3) 特定継続世帯 <u>7 5 0 円</u>	
(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>6 7 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>6 7 0, 0 0 0 円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>2 6 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>2 6 0, 0 0 0 円</u>)、<u>同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1 7 0, 0 0 0 円を超える場合には、1 7 0, 0 0 0 円)</u>並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>3 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>3 0, 0 0 0 円</u>)の合算額とする。	(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>6 6 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>6 6 0, 0 0 0 円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>2 6 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>2 6 0, 0 0 0 円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>1 7 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>1 7 0, 0 0 0 円</u>)
(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定す	の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定す

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
る給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>18,130円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>18,410円</u> ・特定世帯 <u>9,205円</u>	る給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>18,060円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>17,990円</u> ・特定世帯 <u>8,995円</u>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
・特定継続世帯 <u>13, 807円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6, 230円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 300円</u> ・特定世帯 <u>3, 150円</u> ・特定継続世帯 <u>4, 725円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6, 020円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4, 760円</u> キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>700円</u> ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円</u> ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額	・特定継続世帯 <u>13, 492円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6, 090円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5, 880円</u> ・特定世帯 <u>2, 940円</u> ・特定継続世帯 <u>4, 410円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6, 020円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4, 760円</u> (新設) (新設) (新設)

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7 0 0 円</u> ・特定世帯 <u>3 5 0 円</u> ・特定継続世帯 <u>5 2 5 円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>310,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>12,950円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,150円</u> ・特定世帯 <u>6,575円</u> ・特定継続世帯 <u>9,862円</u>	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>12,900円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,850円</u> ・特定世帯 <u>6,425円</u> ・特定継続世帯 <u>9,637円</u>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,450円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,500円</u> ・特定世帯 <u>2,250円</u> ・特定継続世帯 <u>3,375円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,300円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,400円</u> キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>500円</u> ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 50円</u> ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定め	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,350円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u> ・特定世帯 <u>2,100円</u> ・特定継続世帯 <u>3,150円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,300円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,400円</u> (新設) (新設) (新設)

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
る額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5 0 0 円 ・特定世帯 2 5 0 円 ・特定継続世帯 3 7 5 円 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき5.70,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,180円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,260円 ・特定世帯 2,630円 ・特定継続世帯 3,945円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき5.60,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,160円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,140円 ・特定世帯 2,570円 ・特定継続世帯 3,855円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。） １人について <u>１, ７８０円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>１, ８００円</u> ・特定世帯 <u>９００円</u> ・特定継続世帯 <u>１, ３５０円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。） １人について <u>１, ７２０円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯について <u>１, ３６０円</u> キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。） １人について ２００円</u> ク <u>１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額 １８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。） １人について ２０円</u> ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u>	保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。） １人について <u>１, ７４０円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>１, ６８０円</u> ・特定世帯 <u>８４０円</u> ・特定継続世帯 <u>１, ２６０円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。） １人について <u>１, ７２０円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯について <u>１, ３６０円</u> (新設) (新設) (新設)

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2 0 0 円</u> ・特定世帯 <u>1 0 0 円</u> ・特定継続世帯 <u>1 5 0 円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 8 8 5 円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 4 7 5 円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1 0, 3 6 0 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1 2, 9 5 0 円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 8 7 0 円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 4 5 0 円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1 0, 3 2 0 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1 2, 9 0 0 円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 335円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 225円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 560円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 450円</u> (3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u> ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 <u>150円</u> イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 <u>250円</u> ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 <u>400円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>500円</u> 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の8第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12	ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 305円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 175円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 480円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 350円</u> (新設) 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の8第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額 _____から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の６に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (２)～(６) (略) (７) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第９条の４の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (８) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第９条の５の規定により算定した被保険者均等割額(第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (９) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第９条の６の規定により算定した１８歳以上被保険者均等割額(第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の１８歳以上被保険者均等割額)の１２分の１の額に、当該出産被保険	分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (２)～(６) (略) (新設) (新設) (新設)

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)</u>がある場合における<u>当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)</u>は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。 (国民健康保険税の減免) 第24条の2 (略) 2 前項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとするものは、<u>納期限</u> <u>までに</u>町長に申請書を提出しなければならない。 3・4 (略) 附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式	(新設) (国民健康保険税の減免) 第24条の2 (略) 2 前項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとするものは、<u>納期前7日まで</u>に町長に申請書を提出しなければならない。 3・4 (略) 附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式</u>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規	等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>及び第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第	定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>及び</u>第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>及び</u>第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定	5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用す	同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>及び第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>及び第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用す

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
る場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第2 3条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法 第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山 林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は特例適用利 子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所 得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得 税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、 同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有 する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条第 1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額 から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得 に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4 項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含 む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項 において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条 の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金 額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林	る場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第2 3条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法 第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山 林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は特例適用利 子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所 得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得 税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、 同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有 する場合における第3条、第6条、第8条、<u>及び第23条第</u> 1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額 から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得 に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4 項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含 む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項 において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条 の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金 額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用	所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の4</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>及び第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

こどもまんなか
こども家庭庁



こども・子育て
世帯を応援！

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
 - 支給期間を高校生年代まで延長します。
 - 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
 - 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
- ※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
- ※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間／月の利用が可能です。
- ※ 令和8年度より全国実施

← 子ども・子育て支援金については、裏面に詳細があります。

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

徴収開始時期は7月です。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。令和8年4月分からの保険料を8分割でお支払いいただきます。

子ども・子育て支援金に係る保険料は所得割0.29%、均等割1,100円(18歳以上均等割100円含む)、平等割1,000円になります。

※ こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代)については、均等割額が全額軽減されます。

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

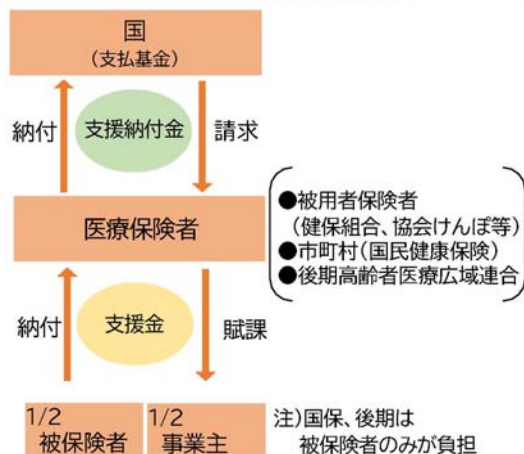
Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの?

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

支援金の徴収の流れ



Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



Q 支援金により負担が増えるの?

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



お問い合わせ窓口

こども家庭庁コールセンター 0120-303-272

(受付時間 平日9時から18時)

(企業版ふるさと納税活用事業)

豊かな前浜づくりプロジェクト(ナマコ) ～つくり・育てる漁業を核とした地域経済の好循環の実現を目指して～

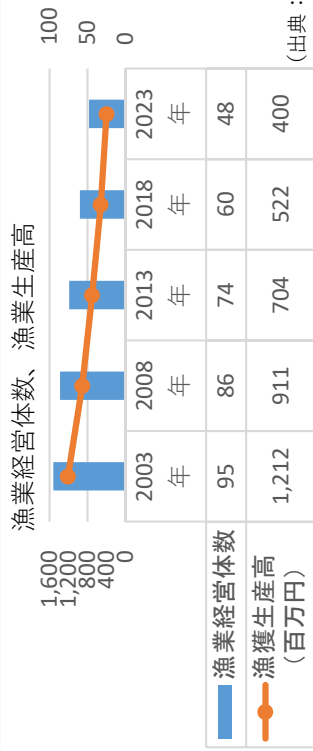
<所管課:産業振興課>

趣 旨

日本海地域における漁業生産の急激な減少、他地域と比べて低い栽培漁業の割合、漁業者の減少・高齢化といった現状を踏まえ、回遊性魚種の資源変動に左右されない前浜づくりが課題である。

本町の漁業スタイルに“ハマル”栽培漁業を推進し、漁業所得の向上はもとより、地産地消・外商の取組を通じた地域経済の好循環の実現を目指すものである。

あわせて、藻場造成に伴うブルーカーボンの取組により、二酸化炭素排出量実質ゼロとする「江差町ゼロカーボンシティ宣言」に寄与する。



(出典: 漁業センサス・北海道水産現勢)



本町の栽培漁業の現状と発展可能性

地先種(ウニ・ナマコなど)

- ・地先の種苗放流は、ウニに加え、単価の高いナマコへの期待が高まり種苗の生産、放流事業を強化。
- ・江差産ナマコは、肉厚感、イボ立ちの良さなどから全国でもトップクラスの評価。
- ・2020年4月、檜山海参(hiyama haishen)として特定農林水産物等(日本地理的表示G1)として登録されブランド化。

広域種(ヒラメ・サケ・ニシンなど)

- ・JFひやまと沿岸自治体が一体となり稚魚の放流事業を展開するも飛躍的な水揚げには至っていないのが現状。
- ・放流事業における資源造成効果などの検証が必要。

養殖業(マス・サケなど)

- ・厳しい自然環境のなか、ホタテ貝やカキ等の二枚貝類やコンブなどの養殖に適した静穏域が少ない。
- ・2022年より「江さしっ子繁虎」(トラウトサーモン)の海面養殖を開始。
- ・安定した生産を見込める養殖業に対する評価や関心が高まっており、新たな漁業モデルとしての取組実施。



江差町まち・ひと・しごと創生寄付金(企業版ふるさと納税)を活用した事業の展開

□ ナマコの資源増大に向けた取組の推進

□ 藻場造成に伴うブルーカーボンの取組

<補正予算額: 3,000千円> (企業版ふるさと納税充当)

<事業概要>

- ◇実施主体: ひやま漁業協同組合(江差支所)
- ◇事業費: 4,000千円(うち1,000千円は自己資金)
- ◇事業内容:
 - ・ナマコ増殖礁の設置(ナマコ団地の造成: 50基)
 - ・種苗放流時用船料・潜水調査料



設置場所(予定)



<SDGSとの関連性>

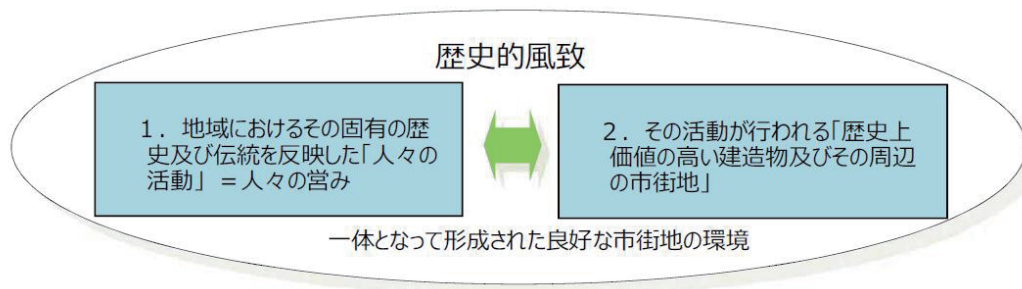


江差町歴史的風致維持向上計画策定事業について

＜建設水道課 都市計画係＞

◆ 事業概要

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第5条に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、江差町の歴史的風致を明らかにするとともにその維持活用の方針を示すことで、江差町の歴史観光まちづくりの一層の推進を目指すもの。



▲ 歴史的風致の概念図（国交省手引きより）

◆ 事業期間 ： 令和8年度

◆ 補正予算額：10,300千円

◇ 事業費内訳

報償費： 232千円
 旅費： 1,158千円
 需用費： 200千円
 役務費： 130千円
 委託料： 8,580千円

◇ 財源内訳

国庫補助金：10,000千円（※ 令和8年度観光振興事業費補助金（地域の観光資源充実のための環境整備推進事業のうち観光・歴史まちづくり推進事業）、10/10）
 一般財源： 300千円

◇ 計画策定のイメージ

- ・ 法定協議会を立ち上げ、学識経験者、住民団体及び行政機関等による組織を整備。
- ・ 関係課による庁内検討体制や学芸員と連携しながら計画策定を行う。
- ・ 文部科学省、農林水産省、国土交通省との協議を定期的実施し認定を目指す。